

八街市特定事業主行動計画に基づく実施状況及び女性の活躍状況の公表（令和8年7月）

八街市では、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）（以下「次世代法」という。）及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）（以下「女性活躍推進法」という。）に基づき「八街市特定事業主行動計画」を策定・実施しています。今般、次世代法第19条第6項及び女性活躍推進法第19条第6項に基づき、行動計画の実施状況を以下のとおり取りまとめましたので公表いたします。

あわせて、女性活躍推進法第21条の規定に基づき、女性の活躍状況を公表いたします。

≪職業生活における機会の提供に関する実績≫

1 職員の男女の給与の額の差異

（1）全職員に係る情報（令和7年度）

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	92.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	100.5%
全職員	75.7%

（2）「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっています。

① 役職段階別（令和7年度）

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
本庁部局長・次長相当職	96.4%
本庁課長相当職	97.0%
本庁課長補佐相当職	100.8%
本庁係長相当職	103.6%

② 勤続年数別（令和7年度）

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
31年以上	95.9%
31～35年	93.4%
26～30年	91.2%
21～25年	85.5%
16～20年	93.9%
11～15年	86.8%
6～10年	94.6%
1～5年	95.5%

【説明欄】

- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち、週あたり勤務時間が20時間未満の者については、職員数を1／2人として換算しています。
- ・指導主事の勤続年数については、前職を含んだ勤続年数として算出しています。
- ・扶養手当や住居手当について、主たる扶養者や住居の契約者となっている男性職員に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性職員の割合は74.4%、住居手当の受給者に占める男性職員の割合は62.5%です。
- ・相対的に給与水準が低い会計年度任用職員のうち、90.2%が女性職員であり、全職員と比較すると男女の給与の差異が大きくなっています。

※ 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出しています。

2 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合（各年度4月1日時点）

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
管理的地位にある職員	14.6%	15.0%	17.5%	20.5%	17.1%

※ 管理的地位にある職員とは課長級以上の職員のことをいいます。

3 役職段階にある職員に占める女性職員の割合（各年度4月1日時点）

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
部長級	9.1%	9.1%	18.2%	30.0%	25.0%
課長級	12.1%	15.2%	14.7%	14.7%	12.9%
副主幹級	21.8%	24.7%	22.9%	27.3%	33.3%
係長級	55.3%	69.4%	75.0%	73.3%	67.9%

4 採用した職員に占める女性職員の割合

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
常勤職員	56.3%	71.4%	76.2%	51.9%	46.4%

5 採用試験の受験者の総数に占める女性の割合

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
常勤職員	49.0%	55.2%	58.5%	42.9%	33.0%

6 中途採用の男女別の実績（各年度4月1日時点）

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
男性	2人	0人	1人	0人	0人
女性	1人	0人	0人	0人	0人

7 職員に占める女性職員の割合（各年度4月1日時点）

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
職員の女性割合	48.6%	49.2%	49.7%	49.9%	50.3%

8 機会の提供に関する制度の概要

●セクシュアル・ハラスメント等対策の整備状況

- ・「職場におけるハラスメントの防止に関する方針」及び「八街市職員のハラスメント防止に関する規程」を定め、ハラスメントの内容や防止のための措置を明確にしています。

また、ハラスメントに関する苦情や相談に対応するため、総務課に相談窓口を設置していることを職員に周知しています。

≪職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績≫

1 離職率の男女の差異及び約10年前に採用した職員の男女別継続勤務割合

(1) 離職率の男女の差異(令和7年度)

区分	離職率	離職者の年代別割合							
		～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳
男性	7.9%	6.3%	5.0%	7.7%	2.9%	11.5%	14.8%	6.6%	9.3%
女性	7.9%	3.6%	9.7%	3.2%	0.0%	7.4%	3.4%	1.6%	6.7%

(2) 約10年前に採用した職員の男女別継続勤務割合(各年度3月31日時点)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
男性	57.9%	72.7%	68.2%	57.7%	61.5%
女性	95.5%	85.2%	77.3%	72.2%	92.9%

2 男女別の育児休業取得率及び男女別育児休業の取得期間の分布状況

(1) 男女別の育児休業取得率

① 男性職員の育児休業取得率(2週間以上)

区分	目標値 (令和7年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
常勤職員	85%	0.0%	14.3%	28.6%	50.0%	66.7%
会計年度 任用職員		—	—	—	—	—
全体		0.0%	14.3%	28.6%	50.0%	66.7%

※ 表中の「—」は対象者がいないことを示しています。

② 女性職員の育児休業取得率

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
常勤職員	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
会計年度任用職員	—	—	—	75.0%	100.0%
全体	100.0%	100.0%	100.0%	91.7%	100.0%

※ 表中の「—」は対象者がいないことを示しています。

(2) 男女別育児休業の取得期間の分布状況（令和7年度）

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	—	—	—	—
1週間以上2週間未満	—	—	—	—
2週間以上1月以下	33.3%	—	—	—
1月超3月以下	33.3%	—	—	—
3月超6月以下	16.7%	9.1%	—	—
6月超9月以下	—	9.1%	—	—
9月超12月以下	16.7%	45.5%	—	100.0%
12月超24月以下	—	9.1%	—	—
24月超	—	27.3%	—	—

※ 表中の「—」は対象者がいないことを示しています。

3 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率並びに合計取得日数の分布状況

区分	目標値 (令和7年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
配偶者出産 休暇取得率	—	71.4%	42.9%	85.7%	87.5%	55.6%
育児参加のため の休暇の取得率	—	42.9%	57.1%	57.1%	75.0%	55.6%
合計取得率	—	57.1%	50.0%	71.4%	81.3%	55.6%
5日以上取得率	—	14.3%	42.9%	42.9%	62.5%	44.4%
平均取得日数	5日	2.4日	3.1日	3.9日	4.8日	3.4日

4 職員の勤務時間の状況（令和7年度）

（1）職員（管理職以外）一人当たりの一月当たりの平均時間外勤務時間

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
内部部局 （本庁）	9.2 時間	9.2 時間	7.5 時間	9.3 時間	8.9 時間
内部部局等 以外	2.7 時間	2.8 時間	2.8 時間	3.0 時間	2.7 時間

（2）職員（管理職以外）に占める時間外勤務の上限を超えた職員（管理職以外）の割合

区分	上限時間	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
本庁	月 45 時間	5.8%	4.8%	3.2%	4.1%	4.5%
	年間 360 時間	6.5%	6.1%	4.3%	6.3%	5.8%
本庁以外	月 45 時間	0.8%	0.5%	1.2%	0.4%	1.5%
	年間 360 時間	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%

5 職員の年次休暇等の取得日数の状況

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
平均取得日数	11.5 日	10.7 日	13.3 日	13.7 日	13.1 日

6 職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する制度の概要

- ・ 「総労働時間の短縮に関する指針」に沿った取組を行い、時間外勤務の縮減に向けた方策の推進や、年次休暇の取得促進に努めています。
- ・ 「八街市子育て・介護と仕事の両立支援ハンドブック（職員向け）」を作成し、全職員に対して育児休業や子育てに関する休暇制度などを周知するとともに、制度の利用促進に努めています。